

平成30年第3回上三川町議会定例会会議録

平成30年6月7日（木）

1 目 目

（議案上程審議、一部採決、委員会付託）

平成30年6月7日～6月18日

町議会定例会会議録

平成30年6月7日第3回上三川町議会定例会は、上三川町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 石崎 幸寛	第16番 田村 稔

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 石崎 幸寛	第16番 田村 稔

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 小島 賢一 書記(総務係長) 遠井 正
書 記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	隅内 久雄
教 育 長	森田 良司	総務課長	田中 文雄
企画課長	枝 博信	税務課長	伊澤 幸延
住民生活課長	星野 和弘	福祉課長	田仲 進壽
健康課長	梅沢 正春	保険課長	川島 信一
産業振興課長	石崎 薫	都市建設課長	伊藤 知明
建築課長	川島 勝也	上下水道課長	小林 実
農業委員会事務局長	小池 光男	会計管理者兼出納室長	吉澤 佳子
教育総務課長	枝 淑子	生涯学習課長	星野 光弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第1号 平成29年度上三川町一般会計繰越明許費繰越計算報告について
- 日程第4 議案第38号 町長の専決処分事項の承認を求めることについて
(上三川町税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分)
- 日程第5 議案第39号 町長の専決処分事項の承認を求めることについて
(上三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分)
- 日程第6 議案第40号 町長の専決処分事項の承認を求めることについて
(上三川町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分)
- 日程第7 議案第41号 町長の専決処分事項の承認を求めることについて
(上三川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分)
- 日程第8 議案第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第9 議案第43号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 議案第44号 上三川町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第45号 上三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第46号 上三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第47号 平成30年度上三川町一般会計補正予算(第1号)

午前10時00分 開議

○議長【田村 稔君】 皆さん、ご起立、願います。

(全員起立)

○議長【田村 稔君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【田村 稔君】 ご着席ください。

平成30年第3回上三川町議会定例会の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、条例制定などの重要議案が提出されます。議員各位におかれましては慎重に審議を尽くされ、町民の負託に応えられますようご期待いたします。また、議会運営につきましてもご協力をお願い申し上げます。

ただいまから平成30年第3回上三川町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお、議場が暑くなっておりますので、上着の脱衣を許します。

ただいまの出席議員数は16人です。

○議長【田村 稔君】 日程に入る前に諸般の報告をいたします。

議会事務局長に報告させます。議会事務局長。

○議会事務局長【小島賢一君】 それでは、諸般の報告をいたします。

まず、提出されています議案のうち、議案第40号及び議案第44号の一部がお手元の議案正誤表のとおりとなります。

次に、監査関係では、お手元の配付のとおり、例月現金出納検査結果が、平成30年3月分から5月分までの3カ月分、提出されております。

また、組合議会関係では、平成30年第2回石橋地区消防組合議会定例会審議結果、第3回同組合議会臨時会審議結果、及び平成30年第1回小山広域保健衛生組合議会定例会審議結果が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長【田村 稔君】 諸般の報告内容につきましては、お手元に配付の資料のとおりでございます。

日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【田村 稔君】 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、14番・稲葉 弘君、1番・篠塚啓一君を指名いたします。

○議長【田村 稔君】 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会で慎重に審議され、お手元に配付のとおりであります。

会期日程案について、議会運営委員長の報告を求めます。11番、議会運営委員長、生出慶一君。

(11番・議会運営委員長 生出慶一君 登壇)

○11番・議会運営委員長【生出慶一君】 本日招集されました平成30年第3回町議会定例会の会期、運営につきまして議長より諮問され、5月15日及び31日に議会運営委員会を開き、協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

本定例会に執行部から付議された案件は、報告1件、議案10件であります。また、一般質問者については8名であります。

会期につきましては、本日6月7日から18日までの12日間といたしました。

1日目の本日は、会期の決定後、議案を上程し、そのうち議案第38号から議案第41号までの専決処分事項の承認については、委員会付託を省き採決をお願いいたします。議案第42号及び議案第43号につきましては、人事案件のため、委員会付託を省き採決をお願いいたします。議案第44号から議案第46号までについては、提案説明後、質疑を行い、所管の委員会に付託し審査をお願いいたします。

なお、付託する委員会は、お手元の付託案件一覧表のとおりであります。

議案第47号の補正予算については、提案説明後、全体質疑、討論を行い、本日、採決をお願いいたします。

2日目と5日目は一般質問を行います。一般質問はくじで決定した順により、2日目4人、5日目4人といたします。

3日目、4日目及び6日目は休会といたします。

7日目及び8日目は午前9時より常任委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。なお、常任委員会の開会は午前9時でお願いいたします。

9日目から11日目までは休会といたしますが、9日目は常任委員会の報告書作成といたしましたので、委員長は報告書の取りまとめをお願いいたします。

12日目を最終日として、各常任委員長より付託案件の審査結果報告をいただき、質疑、討論、採決を行い、全議案を議了したいと思っております。また、最終日には、常任委員会等の視察研修に係る議員派遣及び議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査に対し、採決をお願いします。

なお、諸般の都合で日程に変更があった場合は、議長において取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、議会運営委員会としての報告を終わります。

○議長【田村 稔君】 お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から18日までの12日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から18日までの12日間に決定いたしました。

○議長【田村 稔君】 日程第3、報告第1号「平成29年度上三川町一般会計繰越明許費繰越計算報告について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました報告第1号「平成29年度上三川町一般会計繰越明許費繰越計算報告」につきましては、平成29年度一般会計のうち、地方自治法第213条第1項の規定に基づく繰越明許費として、平成30年度に経費を繰り越したものの7件の繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、第2款総務費では、第1項総務管理費、庁舎・設備維持修繕事業の繰越額が3,718万5,000円、財源は地方債3,450万円、一般財源268万5,000円でございます。同じく第1項総務管理費、財務会計システム移行用データ抽出業務の繰越額が581万円、財源は全額一般財源でございます。同じく第1項総務管理費、マスコットキャラクター商標登録業務の繰越額が55万4,000円、財源は全額一般財源でございます。

第7款商工費、第1項商工費、かみのかわブランド認定事業の繰越額が62万6,000円、財源は全額一般財源でございます。

第8款土木費では、第2項道路橋梁費、道路整備事業の繰越額が2,430万円、財源は国庫支出金1,281万5,000円、地方債1,040万円、一般財源108万5,000円でございます。同じく第2項道路橋梁費、橋梁維持管理事業の繰越額が335万円、財源は国庫支出金181万5,000円、一般財源153万5,000円でございます。第5項住宅費、民間住宅耐震診断助成事業の繰越額が80万円、財源は国庫支出金40万円、県支出金20万円、一般財源20万円でございます。

以上で説明を終わります。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたが、報告第1号につきましては、これをもって終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第4、議案第38号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて（上三川町税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分）」から、日程第7、議案第41号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて（上三川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分）」までの4議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 それでは、議案第38号から議案第41号まで、「町長の専決処分事項の承認を求めることについて」は、関連がございますので一括してご説明いたします。

本案件は、地方税法等の一部を改正する法律及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行されたことに伴い、本町におきましても、同様の措置として、町民税の申告、特別徴収義務者、法人町民税に係る申告納付、固定資産税の課税特例の適用期限延長等、減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更等、都市計画税の課税特例の適用期限の延長及び条項の整理等、保険料を徴収すべき被保険者の追加等を規定するため、条例の一部を改正することとし、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。

以上で議案第38号から議案第41号までの説明を終わります。ご承認くださいますようお願いいた

します。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

まず初めに議案第38号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて（上三川町税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分）」を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第38号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第39号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて（上三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分）」を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第39号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第40号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて（上三川町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分）」を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第40号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第41号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて（上三川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分）」を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第41号は承認することに決定いたしました。

○議長【田村 稔君】 日程第8、議案第42号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第42号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、ご説明いたします。

固定資産評価審査委員3名のうち、このたび、委員の高木康晴氏が来る7月31日をもって1期3年間の任期満了を迎えるため、同氏を再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるため、提案するものでございます。

高木氏は、平成27年8月から固定資産評価審査委員としてその豊富な経験と知識を発揮され、公平・中立的な立場から固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服審査などにご尽力をいただきました。今後もその高い識見と長年培われた経験を本町の地方自治の進展に寄与いただけるものと考えております。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、ご同意くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件につきましては質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これから採決いたします。議案第42号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第42号は同意することに決定いたしました。

○議長【田村 稔君】 日程第9、議案第43号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第43号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、ご説明いたします。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき法務大臣が委嘱し各市町村に配置されており、委嘱については、町長が議会の意見を聴き、委員の候補者を推薦することとなっております。現在6名の人権擁護委員が委嘱されておりますが、平成18年10月1日から4期12年の長きにわたりご尽力いただきました深谷和子氏が平成30年9月30日をもって任期満了となります。深谷氏の後任といたしまして、公立学校教員として人権教育に取り組まれた経験を持ち、人格、見識ともに高く、社会的信望もある北條久男氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件につきましても、質疑・討論を省略し直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これから採決いたします。議案第43号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、原案のとおり人権擁護委員候補者として適任であることに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第43号については、原案のとおり、人権擁護委員候補者として適任であることに決定いたしました。

○議長【田村 稔君】 日程第10、議案第44号「上三川町税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第44号「上三川町税条例等の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、平成30年度の地方税法等の改正に伴い、本町においても同様の措置を講じるため、町税条例等の一部を改正するものでございます。改正内容は、個人町民税における非課税の範囲、控除、申告要件等、法人町民税の申告納付、町たばこ税の区分及び課税標準、固定資産税の課税標準の特例であるわがまち特例の特例項目の追加等を規定するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入るわけですが、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件表のとおり所管の委員会に付託しますので、質疑の内容につきましては努めて基本的な事項としてください。

なお、所属する委員会の内容につきましては、委員会において質疑をお願いいたします。

また、以降の議案においても、委員会に付託する議案に係る質疑については、同様の取り扱いをお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第11、議案第45号「上三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第45号「上三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、先ほど申し上げましたように、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 質問です。今回、条例改正ということなんですけど、1点なんですけどね、教職員免許法ということで今回改正ということなんですけども、この理由ですね、どういう理由でこういう条例になったのか、それをお聞きしたいと思います。1点です。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

現行の基準でございますが、教諭となる資格を有する者、こちらの趣旨がですね、明確になっておりません。国のほうでその基準をですね、現在の教職免許制度では、免許の更新制が導入されているため、教員免許取得後、一定期間を経過した者につきましては、更新講習を受講しなければ教諭となることができないとされているところでございます。この規定をですね、放課後児童支援員の基礎資格としては、教員免許を取得した者であれば、更新講習を受講しなくても資格を満たす者として取り扱うといった内容で改正が行われるものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第12、議案第46号「上三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第46号「上三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、介護保険法施行令の改正による第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準の改正のため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第13、議案第47号「平成30年度上三川町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第47号「平成30年度上三川町一般会計補正予算（第1号）」について、ご説明いたします。

今回の補正予算は、旧大山保育所解体工事においてアスベストを含有する資材があることを確認したため、その処分に係る予算を増額することとして編成したものでございます。

歳入につきましては、繰入金で、財政調整基金繰入金の増額補正をいたします。

歳出につきましては、民生費で、旧大山保育所解体工事に係る工事請負費の増額補正をいたします。

この結果、歳入歳出予算の総額に260万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を106億5,960万円とするものでございます。

以上で補正予算の説明を終わります。

なお、詳細説明につきましては所管課長より説明させますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 所管課長の説明を求めます。企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 それでは、議案第47号「平成30年度上三川町一般会計補正予算（第1号）」につきましてご説明いたします。

事項別明細書によりご説明させていただきます。

補正予算書の10、11ページをお開き願います。まず、歳入につきましてご説明いたします。

第17款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額260万円の増額につきましては、この後ですね、歳出で説明のあります予算の財源に充当するため、260万円を財政調整基金から繰り入れするものでございます。

以上で歳入につきましての説明を終わります。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 それでは、12、13ページをお開き願います。3の歳出でございます。

第3款民生費、第2項児童福祉費、3目保育所費、補正額255万9,000円の増につきましては、15節工事請負費の増額でございまして、主な理由としましては、昨年度末をもって閉所いたしました大山保育所の解体工事に当たりまして、建築資材のアスベスト含有分析調査を行いましたところ、屋根及び内壁の建築資材からアスベストが検出されました。アスベストが含まれる建築資材の解体及び処分につきましては、通常の工事とは異なりまして、アスベストの飛散防止措置が必要となり、工事請負費の増額が必要となったものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 続きまして、第14款第1項1目予備費の4万1,000円の増額補正につきましては、今回のですね、補正予算に係る端数調整でございます。

以上で、平成30年度上三川町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 ちょっとこのアスベストが出たということなんですが、そうすると、このアス

ベストはあったまま今まで保育園を運営していたということになるわけですよね。すると、このアスベストで子供たちに実害がなかったのか、それで、あったのかということが一番大事じゃないかと思うんですね。壊すときに見つかったから補正でもってお金をふやすということは結構なことなんですが、あったことも知らないで保育園の保育を運営していたというほうに問題がたくさんあるんじゃないかという質問なんですが、アスベストというのは、飛んで来て入ったら病気になるとか何とか、いろんなところに事が拡大しているはずなんですが、それを町の行政としては気がつかないで、そこに運営を何十年としてきたということになるんじゃないかと思うんですが、壊すときに見つかりましたなんていう話をしているほうがおかしいんじゃないの、どうなんですか。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 はい。このアスベスト含有の建築資材でございますが、1970年ごろから1990年ごろまで一般の建築資材として多岐にわたって使用されておりました。この大山保育所の建築年次でございますが、昭和60年でございます。昭和60年に建築した際、一般的に出回っている建築資材、これを使用したことによって、結果、アスベストが含有されていたということになります。これは大山保育所に限ったことではなく、ほかの公共施設でもあろうかということでございます。その建築資材でございますが、一般の使用に関しましては通常アスベストが飛散することはないものと認識しております。ただ、解体工事をする際に、重機ですとかほかの機材等で取り壊した際にですね、資材が割れたり、もしくは削られたり、そういったことによって飛散することがないように、解体工事に際しての注意を払って行う必要があるということでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、今、課長の答弁だとね、昔の法律では使っていないので使っていたので、それが被害が出ているとか出てないかということはある得ないという答えなのかな。今度壊すときには、それは飛び散る、何か被害が高じるからあるんだということで、この200万を計上するのかな。私の言ってるのは、200万円を工事をやる人の被害が出ないようにするのか、今までそれを使っていて、あなたの答弁では大丈夫なんだという保障があるということなのかな。そこのところ、はっきり言ってくれる。あっても子供たちに何のあれもなかったということなのかな。つらつら言っただめだよ。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 一般的なお話でございますが、この建築資材を使用したことによる健康被害というのは認識しておりません。ただ、その建築資材の解体時に飛散した場合ですね、健康被害があるというような報告事例がございますので、解体工事の際に必要な手続を踏んで工事をする必要があるということでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 あのね、あたかもね、なかったようなことをね、言う前に、そのことでもってあったかないかと断言できる人はいないだろう、ね。それを断言するということは、あなたが責任を負

ってくれるのかな。そういう答弁はおかしいんじゃないですか。あり得るかもしれないだし、あり得ないかもしれない。そういうものを行政がつくってきたというところに問題があるんですよ。そのときはそういう法律はなかったから、それでよかったんだよと。でも、今の法律では、そういうことを見たら、対処していかなきゃいけないよというように私は聞いているんだが、これが今までわからなかったというだけ、あなた方に能力がないということじゃないの。それで、何もありませんでしたという答弁はおかしいと思うよ。じゃ、実害にあったかないか調べたことがないでしょう。調べたこともないのに、あたかもないようなことをこの議場で判断して答弁することは不謹慎だと私は思います。ですから、そういう答弁の仕方は、今度の議会で言いますが、わかったような顔をして、議員に責められたら、何とかかんとかというのがあるそうですよ。それと同じ答弁をしちゃ、あんた、いけないよ。

以上です。答弁はいいです。

○議長【田村 稔君】 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第47号「平成30年度上三川町一般会計補正予算(第1号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。常任委員会に付託しました議案第44号から議案第46号までにつきましては、会議規則第46条第1項の規定により、6月14日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、議案第44号から議案第46号までについては、6月14日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

○議長【田村 稔君】 本日はこれで散会といたします。

なお、明日8日は午前10時から一般質問を行います。お疲れさまでした。

午前10時40分 散会